

医師・歯科医師の方の離婚3つのポイント(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、動画の方も是非ご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、お医者さんと歯医者さんの離婚、つまり、医師・歯科医師の方が離婚する場合、又は、医師・歯科医師の方と離婚する場合に、とくに問題となりうる3つの点についてお話させていただきます。

離婚を考えるときの一般的な問題については、別の動画を作っておりますので、そちらを是非ご覧ください。この動画の概要欄、終了画面にもリンクを貼っておきます。

さて、医師・歯科医師の方の離婚でとくに問題となりうる3つの点ですが、1つ目は財産分与の割合、2つ目は医療法人の出資持分の問題、3つ目は婚姻費用と養育費の金額です。

それでは、財産分与の割合についてまずお話致します。

離婚にあたっては財産分与を行う必要がありますが、財産分与には一般に2分の1ルールという原則があります。これは、簡単に言えば、ご夫婦が結婚してから別居するまでにできた夫婦の共有財産を、離婚するときにご夫婦で2分の1ずつ分ける、という原則です。

例えば、夫が医師の方で、夫名義の財産が1億円あったとします。そして、妻が専業主婦で妻名義の財産はとくにない、という状況で離婚する場合、2分の1ルールによれば、夫は妻に5000万円を財産分与として渡さないといけなく、ということになり、そして、これが法律の原則となります。

ただ、医師・歯科医師の方というのは専門職であって、特殊技能をお持ちなので、財産ができたのはそういうご自身の特殊技能によるものなので、2分の1ずつ分けるのはおかしい、自分の方が6割、7割もらうべきだ、という主張が、医師・歯科医師の方側からなされることがあります。

この問題については、先ほど述べたとおり、あくまでも原則は2分の1となります。とくに、仮に、医師の方の配偶者が基本的には家事を担っていたとしても、例えば、病院の経理なども行っていたりすると、これはより2分の1ルールを基礎づける理由となります。

しかし、例外として、医師の方の財産を6割とした、という裁判例があります(大阪高等裁判所平成26年3月13日判決(判例タイムズ1411号177頁))。

この裁判例で、医師の方の財産を5割ではなく6割とされた理由を簡単に言いますと、結婚前に医師の資格を得るために勉強などの努力をしてきたこと、結婚後も医師の資格を活用し多くの労力を費やして高額収入を得ていること、とされています。

さらに、この裁判例は、直接事件には関係しないのですが、スポーツ選手の場合にも2分の1ルールを修正すべき場合があると述べています。というのは、スポーツ選手の多額の収入というのは将来活躍できなくなった場合の生活費まで考慮されているから、完全に2分の1にすべきではない場合がある、ということのようです。

ですので、財産分与の割合を2分の1にすべきではない、とお考えの医師・歯科医師の方は、結婚後にご自身が医師の資格を活用してどれだけがんばって働いて稼いだのか、そして、そうした財産の形成に配偶者が関与していないよ、ということを実証できる証拠を確保しておいた方がよいでしょう。

たとえばですけど、医療法人の理事会の議事録としてご自身が経営について発言した記録を残し、その経営方針が当たって売上げが伸びたというような証拠が考えられるかもしれません。さらに、配偶者が医療法人の経営に何の関与もしていなければ、配偶者は医療法人に貢献していない、と言いやすくなるかもしれません。

次の問題として、財産分与のうちの、出資持分についての問題があります。

医療法人には、出資持分がある医療法人と出資持分がない医療法人があります。前者を持分あり医療法人、後者を持分なし医療法人といいます。

財産分与について問題となるのはこのうちの持分あり医療法人の方となります。

そして、持分あり医療法人の定款において、出資の払い戻しの規定がある場合に、医療法人の出資持分を財産分与の対象とした大阪高等裁判所平成26年3月13日判決(判例タイムズ1411号177頁)という裁判例があります。

それでは、医療法人の出資持分が財産分与の対象となるとして、それをどのように評価するか、という問題ですが、これもまだはっきりしたルールがあるわけではありません。ただ、別居時点での医療法人の純資産額が参考となると思われます。医療法人の純資産額というのは、簡単に言えば、医療法人の資産から負債を引いた金額であり、貸借対照表と登記簿に書かれています。

そして、先ほどの大阪高等裁判所の判決は、離婚後の医療法人の経営について確実な予想をすることが困難な面もあるなどことを考慮して、純資産額の7割を評価額としていますので、この点もケースバイケースかと思えます。

3つ目の問題は、婚姻費用と養育費の問題です。

婚姻費用というのは、夫婦が別居してから離婚するまでの間、収入が多い方が収入の少ない方に対して支払う生活費で、これは配偶者分とお子さんの分が含まれます。

養育費というのは、夫婦が離婚した後に、お子さんと同居していない方が、お子さんと同居している方に対して支払うお子さんの生活費となります。

そして、配偶者分が含まれるため、婚姻費用の方が金額は大きくなります。

そして、この婚姻費用と養育費というのは、原則は合意で金額を決めるのですが、争っている当事者間で合意ができないことも多いため、最高裁判所が算定表というものを公開しております。

算定表についてはリンクを概要欄に貼っておきます。

そして、この算定表では、婚姻費用や養育費を支払う一方を義務者といい、支払いを受ける方を権利者といいます。算定表では義務者の年収が、給与で2000万円、自営で1567万円の場合までしか書かれていません。

そして、例えば、義務者の給与年収が2000万円、権利者の年収が0円、0歳から14歳のお子さん1人の場合の養育費は、算定表によれば月額24万円から26万円となります。

また、義務者の給与年収が2000万円、権利者の年収が0円、0歳から14歳のお子さん3人の場合の婚姻費用は、算定表によれば月額46万円から48万円となります。

それでは、義務者の年収が2000万円を超える場合はどのような金額になるのか、というのが問題となります。

実務的には、婚姻費用の場合には、裁判所は細かい計算をして金額を算出しているようです。

例えば、0歳から14歳のお子さん3人の場合の婚姻費用について、詳細な計算をして、算定表を超える月額125万円とした大阪高等裁判所令和4年2月24日決定(判例秘書登載)というものがあります。

しかし、養育費については、裁判所は、原則として、義務者の年収が2000万円を超える場合でも、年収は2000万円を上限として算定しています。

以上、今回は、医師・歯科医師の離婚において、とくに問題となりうる3つの点についてお話をさせていただきました。

今回も最後までご覧いただきまして、誠にありがとうございました。